

判決は有罪ありきだ!

「被害者」が虚偽の発言をしていることを認め、検察が主張したストーリーを否定したにもかかわらず、判決は有罪。これが法治国家の裁判でしょうか?

検察のストーリーは破綻!

検察は、論告求刑で、以前には一切主張していなかった「梁次首謀者説」を展開し、「本件は正に梁次がいなければ起きなかった事件である」とまで述べましたが、判決では梁次さんが首謀者であるとは認めていません。

また、分会方針にYを退職させることまで含まれているとする、斎藤君と小黑君の検面調書について、重要な部分について信用性がないと証拠価値を否定し、分会の共謀によって退職させたとする検察官の主張は採用できないとしました。

すなわち、検察がでっち上げようとしたストーリーを完全に否定したのです。本来なら当然無罪判決です。

Y供述の信用性も否定している!

裁判所はY供述については、虚偽の供述があることは否定できないし、Y擁護発言を悪意に感じたり、待ち伏せしていないのに待ち伏せといっているなど一部に懐疑的なところがあり、さらに、検察が言うように証言に一貫しているから信用性があるとはならないと断じました。しかし、個別に信用性を慎重に検討した結果、Yの供述は変遷してはいるが、信用できるとしました。一方で信用できないとしながらも他方で信用できるとするという文字通り一貫性のない判断で、証拠による事実認定を行っていません。そもそも**真実**は一つしかないにもかかわらず。

見てもいないのに

「臨場感」?

3年間で裁判官は6回も交代しました。そのこと自体も異常なことですが、その結果として、「被害者」Yの証言を含む、9人の証人の証言と被告人質問のほとんどを直接見聞きした裁判官はいなくなりました。それにもかかわらず、判決では、「Y証言には臨場感がある」といわれています。また、乍と推認できるという言葉が多用されていることに象徴されるように、具体的な事実認定がありません。